

院外処方せんにおける事前合意プロトコル

社会医療法人 長崎記念病院

<処方変更に係わる原則>

・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更すること。

・ 先発品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発品に変更できない。

・ 在庫調節による疑義照会は、受け付けない。

著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結が解除される可能性があることを理解した上で合意書を提出すること。その際、当院の電子カルテおよびホームページ上にその旨が公開される可能性があることも併せて合意すること。

1.処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容を院外処方せんにおける事前合意プロトコルに基づく処方変更報告書（別紙参照）に記載の上、複写をFAX、郵送、持参にて当院薬剤部に連絡する。薬剤部では、電子カルテ内に記録する。

*連絡期日は、処方せん受付後可能な限り当日、少なくとも3日以内とする。

2.医師との事前合意により問い合わせを簡素化できる項目

以下の内容（①～⑨）については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして問い合わせを不要とするが、以下のことを十分に理解した上で行うこと。

・ 変更に当たっては、対象事例が、プロトコルが意図する内容に合致するか否かをよく吟味し、画一的にならず、患者の状況等も踏まえ、薬剤師の責任において行うこと。なお、判断に迷う場合は、必ず処方医に対し疑義照会を行うこと。

・ 薬学的観点から処方せん調剤を行い、適応症や患者利便性を十分に確認してから変更を行うこと。適応症が確認できない場合には疑義照会を行うこと。

・ 服用方法・安定性・価格を含めた患者への説明は保険薬局で十分に行うこと。

・ 変更後の治療効果・安全性やアドヒアランス状況などを常に確認すること。

・ 入院等で院内での調剤になった場合には処方せん通りに調剤されることも併せて患者へ説明し、それに同意された場合に変更を行うこと。

・ 院外処方せんの表記については、当院電子カルテのマスターの関係から変更が行われない場合があること。

①残薬調整（ただし、麻薬に関するもの、処方せんが取り消しになるものは除く）

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を短縮。外用剤の本数変更も含む。

*抗がん剤が服用できていないなど、緊急性や重要性があると判断した場合は、通常どおり疑義照会を行うこと。

*次回受診日を確認し、薬剤が不足とならないようにすること。

*原則、残薬の現物を確認すること。

*インスリンの本数は減量することは可能とするが、日数以上に変更することや保険請求の関係から0本とすることは不可とする。また、インスリンの針の本数、種類の変更も可能とする。

例 ファモチジン錠 10mg 1錠1×朝食後 28日分 ⇒ 3日分

②粉碎、簡易懸濁、1包化

患者希望あるいはアドヒアランス不良が、改善されると判断できる場合に粉碎、簡易懸濁、1包化を行う。

*粉碎不可、簡易懸濁不可、1包化不可などで薬剤の変更が必要な場合は医師への疑義照会を行う。

*患者に変更理由・技術料算定による価格上昇等を説明の上、同意を得ること。

*粉碎、簡易懸濁、1包化に関しては、処方内容に変更がない限り、調剤後の連絡を一度行えば、次回以降、医師の了解を得ていることとする。

③成分名が同一の剤形の変更（体内動態が同等であると判断できる場合）

錠剤⇔散、カプセル

普通錠、散剤⇔OD錠など（アドヒアランスを考慮）

*外用剤の剤形変更（例：軟膏⇔クリーム）は不可とする。

④成分名が同一の銘柄変更

先発品から先発品への変更（例：プロレナール錠→オパルモン錠など）

*価格や適応症について十分に患者への確認及び説明を行うこと。

⑤成分名が同一の後発品から先発品への変更（患者希望による場合のみ）

*価格や適応症について十分に患者への確認及び説明を行うこと。

*院内での調剤になった場合には処方箋通りに調剤されることを説明すること。

⑥成分名が同一の規格の変更

△△錠（10）半錠⇒△△錠（5）1錠

○○錠（10）2錠⇒○○錠（20）1錠

*価格や適応症について十分に確認と説明を行うこと。

*先発医薬品から別銘柄の先発品への変更も可能とする。

⑦外用剤の用法が不明な場合の用法の追記

用法の追記は以下の場合に限ること。

*部位、回数については適応症などを考慮し、記載漏れがある場合に行うこと。

*湿布薬の1日当たりの使用枚数、投与日数については妥当と考えられる枚数、日数を追記すること。

例) イナビル吸入 2個 1日1回 ⇒ イナビル吸入 2個 1日1回 **1回4吸入**

⑧処方日数調整

処方日数調整は以下の場合に限ること。

*次回受診日を確認し、薬剤が不足となる場合の処方日数延長。ただし、明らかに慢性疾患に対する処方である等、必要性、処方目的を精査し、不明な場合は疑義照会を行うこと。

*隔日投与、週1回投与等の場合で、定時投与との整合性を図る場合。

⑨2種類以上の単剤の組み合わせ薬剤の成分名が同一の配合剤への変更（内服のみ）

*価格や適応症について十分に確認すること。

*院内での調剤になった場合には処方箋通りに調剤されることを説明すること。

例) アジルバ錠 20mg 1錠 アムロジピン OD 錠 5mg 1錠

⇒ザクラス配合錠 HD 1錠 に変更可能

2021年1月 作成

2021年10月 改訂